

**参加無料**

# 働き方改革関連法 施行直前セミナー&相談会 のご案内

平成31年4月1日から、改正労働基準法をはじめとした働き方改革関連法が順次施行されており、令和2年4月からは、改正労働基準法に基づく中小企業に対する時間外労働の上限規制のほか、「パートタイム・有期雇用労働法」も施行されます。

つきましては**改正内容等について施行直前セミナー及び個別相談会を開催いたしますのでこの機会に是非ご参加ください。**

## 【会場】 京都経済センター 6階会議室

(京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地)

地下鉄烏丸線四条駅北改札・阪急京都線烏丸駅西改札を出て26番出口から直結

## 【開催日時】

令和2年2月 4日 (火)

令和2年2月10日 (月)

令和2年3月 9日 (月)

令和2年3月16日 (月)

いずれも

セミナー 13:30~15:00

相談会 13:30~16:30

## セミナー

(各回定員40名)

講師:

京都労働局

(補助金は京都府)

### ア 時間外労働の上限規制 (改正労働基準法)

具体的な上限規制の内容や実務的な対応等について説明します。

### イ 同一労働同一賃金への対応について (パートタイム・有期雇用労働法)

非正規雇用労働者と正社員等との不合理な待遇差をなくするための規定の整備、同一労働同一賃金ガイドライン、待遇に関する説明義務の強化について、概要や取り組み方法を説明します。

### ウ 各種助成金について

厚生労働省キャリアアップ助成金(2月4日、2月10日)、多様な働き方を推進する京都府補助金(3月9日、3月16日)について説明します。

## 個別相談会

相談対応: 京都働き方改革推進支援センター・京都労働局

改正労働基準法(時間外労働の上限規制、年次有給休暇の時季指定義務など)、労働時間設定改善法(勤務間インターバル制度など)、パートタイム・有期雇用労働法(同一労働同一賃金ガイドラインなど)、キャリアアップ助成金について相談をお受けします。

主催: 京都労働局、京都府、京都市、京都府中小企業団体中央会

共催: 京都働き方改革連絡協議会

(構成団体: 上記主催者のほか、日本労働組合総連合会京都府連合会、京都府商工会議所連合会、京都府商工会連合会、一般社団法人京都経営者協会、一般社団法人京都経済同友会、公益社団法人京都工業会、公益社団法人京都労働基準協会、株式会社京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿経済産業局、一般社団法人京都銀行協会、京都府信用金庫協会、京都中小企業家同友会、京都働き方改革推進支援センター、京都府中小企業人材確保・多様な働き方推進センター、京都府よろず支援拠点、独立行政法人労働者健康安全機構京都産業保健総合支援センター、京都府社会保険労務士会)



● 参加ご希望の方は裏面の申込書をFAXでご送信ください。

京都労働局マスコットキャラクター  
御池ちゃん